

産業廃棄物処分業許可証

住 所 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬929番地の1

氏 名 有限会社寺崎資材工業
代表取締役 寺崎 達男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義

許可の年月日 令和7年（2025年）3月13日
許可の有効年月日 令和12年（2030年）3月12日



1. 事業の範囲

中間処理業	産業廃棄物の種類
破 砕	がれき類 以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設

種類	破砕施設（固定式及び移動式）
産業廃棄物の種類	1. にある産業廃棄物の種類の全て
設置場所	佐賀市大和町大字東山田字五本松4128番、4129番1
設置年月日	令和6年8月28日
処理能力	320t／日（8時間）
許可年月日	令和6年（2024年）8月23日
許可番号	佐賀県指令6循環第15号

3. 許可の条件

破砕施設を移動して使用する場合は、施設の稼働は排出事業場敷地内に限り、かつ、敷地境界から4m以上離して設置すること。 以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

令和7年3月13日 更新許可 以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無